

軽水炉燃料挙動の不確かさ評価に関する労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、実験データの解釈に必要な軽水炉燃料の通常時及び事故時の挙動評価の内、主に燃料挙動の不確かさ評価に係る解析・評価業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

以下の業務を実施する。

- (1) 反応度事故、冷却材喪失事故、通常運転時等の中性子照射条件下の燃料挙動評価
(燃料挙動解析に係る専門的な知識、技術又は経験が必要)
 - ①事故時燃料挙動評価に係る文献調査
 - ②燃料挙動解析コード、汎用有限要素解析コード及び統計評価・最適化設計ツールを用いた解析の実施及び機械学習処理の実施（入力作成、実行、結果処理）
 - ③核計算（燃焼計算、輸送計算）の実施
 - ④データベースへのデータ入力、編集
 - ⑤上記業務に係る報告書、マニュアル、発表資料、データシート等の作成
- (2) 実験、データ解析に用いる電子機器類の保守管理【管理区域内の電子機器類を含む。】
(計算機及び付属機器類の保守管理に係る専門的な知識、技術又は経験が必要)
 - ①実験及びデータ解析に用いる計算機類へのソフトウェア導入（初期設定、動作確認）
 - ②実験及びデータ解析に用いる計算機類のソフトウェア更新、維持
 - ③実験及びデータ解析に用いる計算機及び付属機器類等ハードウェアの更新、維持、管理、点検
- (3) 上記業務に用いるプログラム類の作成、編集
(プログラム類の作成に係る専門的な知識、技術又は経験が必要)
- (4) 上記業務に関連する資料作成、情報収集
- (5) 上記業務に係る作業場所の整理・点検

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 技術的要件

- ・業務で使用する燃料挙動解析コード（例：FEMAXI、RANNS）、核計算コード（例：燃焼計算コード ORIGEN2、SWAT、輸送計算コード MVP、TWODANT 等）、システム解析コード（例：RELAP5）、汎用有限要素力学解析コード（例：ABAQUS）、統計評価・最適化設計ツール（例：R 言語、Stan、dakota）、及び機械学習環境（例：python + Keras/Tensorflow）について、入力データ作成、実行、データ編集作業、結果の処理の経験を有すること。
- ・リレーショナルデータベースとそのサーバー・クライアントソフトウェア（例：mysql）について知識、技術を有すること。
- ・データ解析等に用いる計算機器類（主に Linux）について知識、技術を有すること。
- ・Fortran(77 以前のみでなく 90, 95, 2003 以降の規格を含む)、python、awk、bash について知識、技術を有し、プログラムの作成、プログラムの編集が行えること。
- ・ワード、エクセル、パワーポイント等 Office 系ソフトウェアを用いて文書作成、デー

- ・タスク解析、発表資料作成等を行えること（英文を含む）。
- ・解析に関する燃料照射試験等文献（英文を含む）を理解し、整理できること。
- ・実験及びデータ解析に用いる PC 類のアップデート、新規に必要となる付属機器の導入等に関する知識を有するとともに、これらを行えること。

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- ・プログラム設計に基づき、プログラム仕様書が作成できる。

(3) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし。

4. 組織単位

原子力安全・防災研究所 安全研究センター 燃料安全研究グループ

5. 就業場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2-4
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
安全工学研究棟全域及び安全研究棟全域
連絡先 TEL: 029-282-5428
その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所
安全研究センター 燃料安全研究グループ
グループリーダー TEL: 029-282-6230

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。
ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間 9時から 17時30分まで
- (2) 休憩時間 12時から 13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 人材開発部 副主幹

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類 (部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 安全工学研究棟及び安全研究棟において業務に従事している際に、非常事態が発生した場合は、施設（建家）管理者又は燃料安全研究グループリーダーの指示に従うものとする。

以上